

[事案 2022-186] 新契約無効請求

・令和5年7月4日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年7月に契約した2件の終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)すでに他社で保険金額1000万円の生命保険に加入しており、自分が死亡した場合の死亡保険金の相続税非課税枠の上限額に達していた。そのため、契約の際、募集人に、本契約は他の契約の非課税枠と別枠と考えてよいのかと尋ねたところ、募集人は否定しなかった。
- (2)募集人の説明内容は誤っていて、実際は自分にとってメリットのない契約であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が主張する「別枠」の趣旨が不明であり、仮に申立人が募集人に「別枠と考えて良いのか」と尋ね、募集人が否定しなかったとしても、その事実をもって、相続税非課税枠の別枠があると誤信するとは考えられない。
- (2)申立人は、募集人から設計書を受け取っており、設計書を用いた説明を受けている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。